

平成 30 年 2 月 22 日

## 「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」 の適用による予定価格の設定について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表し、東京都においては、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて約2.4%の上昇となりました。

また、国では、平成26年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用を、各都道府県に対し要請しています。

東京都は、この要請を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。ただし、これによらない場合は、特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成 30 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」を御参照ください。

なお、当面の間、新労務単価を反映して予定価格を設定した工事案件については公表時にその旨を、公表後に新労務単価を適用して予定価格を修正したものについては指名通知、資格確認結果通知及び見積合せ通知でその旨をお知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607